

出版税制・経営管理

戦後においては、会計制度、税制、会社に関する法律などの制度改革問題への対応を抜きには会社経営は考えられなくなった。とくに会計・税務問題は、戦前と大きく変化し、1949年(昭和24)のシャープ勧告をもとに、翌50年に大幅な税制改正が行われ、法人税法では確定決算にもとづく申告納税制度の導入、所得税法では給与所得、報酬、料金などに対する源泉徴収制度が導入された。また、同年には「企業会計原則」が設定され、商法などの改正が行われた。こうした問題への出版業界の対処は、会計・税務問題への対応をみれば理解できる。

戦後の税制改正などにもなう出版業界における問題は、出版社が出版物の製作のほとんどを印刷会社、製本会社など外注に依存する企業形態をとっていること、販売においては出版社が取次会社を經由し書店などに商品を見計し送品し、取引先における売れ残り品を無条件で返品として受け取り、代金の決済に換える「委託販売」(買戻し条件付き販売)を行っていること、「再販売価格維持制度」をとっていること、それに他の製造業にくらべ「長期在庫」を多数保有していることなど、業界における取引慣行・経営実態をいかにその取り扱いに反映させ、経営の安定を確保するかが主題となってきた。

このような問題に対し、49年に日本出版協会(出協)と全国出版協会(全協)を中心に出版税務研究会が組織された。研究会は出版業界に特有な取引形態や商慣行を、会計制度および税務上の取り扱いにどのように反映させるかについて研究し、税務当局などとの折衝を重ねながら出版業の企業会計の確立に努め、その経過を51年6月に「出版業会計の諸問題」としてまとめ配布した。この出版税務研究会の活動は、雑協の経営管理委員会(旧・税務委員会)と書協の出版経理委員会(旧・出版税務委員会)に引き継がれ、両委員会は共同して税務当局などと折衝、出版会計の整備・研究などを続け、今日に至っている。また、消費税問題などの政策課題については、両協会合同の委員会または出版4団体(書協・雑協・取協・日書連)で特別委員会を組織し、対処してきた。